

平成30年度

『北海道リサイクル製品認定支援事業費補助事業』
申請の手引き



北海道環境生活部

< 提出先及び問い合わせ先 >

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部環境局 気候変動対策課 民間連携グループ

電話 011-231-4111 (内線 24-318) / 011-204-5197 (直通)

FAX 011-232-4970

I 補助事業の目的と財源

この補助事業は、道内の循環資源の循環的利用及び廃棄物の減量化を促進し、循環型社会の形成に寄与するため、北海道が認定する「北海道認定リサイクル製品」（道内で発生した循環資源を利用し、道内で製造加工された一定の基準を満たしていることを要件として認定）の認定に要する経費の一部を補助し、本制度の推進を図ることを目的とするものです。

なお、この補助事業は、平成18年10月に北海道ではじめての法定外目的税として導入された「循環資源利用促進税（以下「循環税」といいます）」の税収を財源としています。

II 補助制度の概要

この補助事業は、北海道リサイクル製品認定及び利用促進要綱（以下「要綱」という。）に基づき、北海道リサイクル製品の認定を受けた事業者が、要綱第3及び第6に基づく認定を受けるために要した試験分析費用に対して、その費用の一部を補助するものです。

○ 補助対象者等の概要

補助対象者等の概要は、次のとおりです。

補助対象者	要綱に基づき北海道リサイクル製品の認定を受けた事業者
補助対象事業	要綱第3及び第6に基づく認定を受けるために実施する試験分析（補助金の交付申請する年度内に実施したものに限り）
補助率	① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条に規定する中小企業者 ^{※1} → 補助対象経費の3分の2以内 ② ①以外 → 補助対象経費の2分の1以内
補助対象経費	要綱別表1に定める品質、環境安全性への配慮に関する基準の適合を証明するために実施する試験分析経費
上限額	30万円 ^{※2}

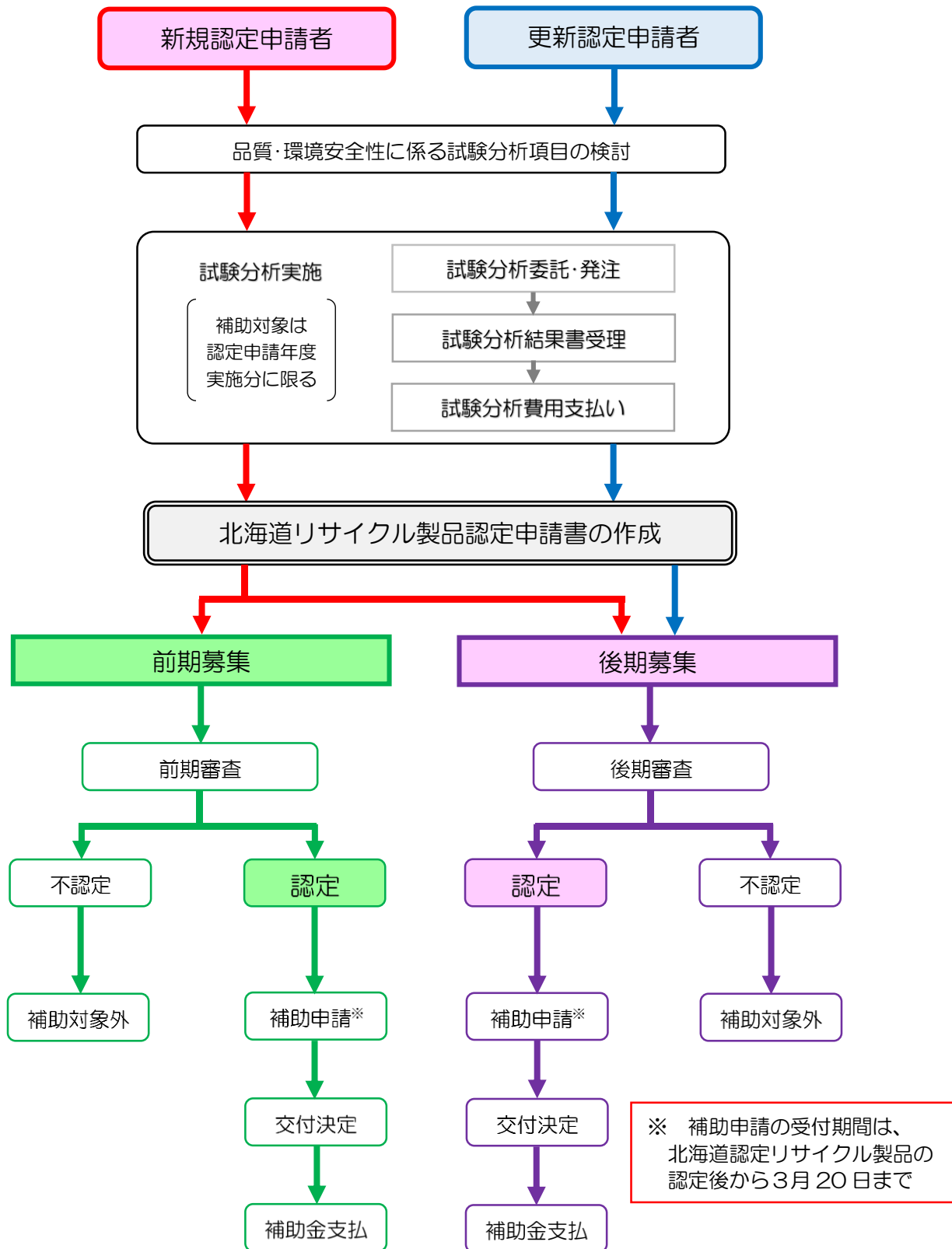
※1 本補助事業でいう「中小企業者」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成11年政令第201号）の規定に基づく「中小企業者」であり、具体的には次の条件を満たす事業者をいいます。

また、株主構成に関する制限は設けていないので、例えば大企業が100%出資する子会社でもいわゆる「見なし大手」とはせず、次の条件を満たせば対象となります。

業 種	資本金・出資金、常用従業員数の条件
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下又は900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5千万円以下又は100人以下
旅館業	5千万円以下又は200人以下
小売業	5千万円以下又は50人以下
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会など	

※2 算出された金額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

Ⅲ 補助対象事業実施の流れ



IV 補助対象経費

この事業は、要綱第3条（6）の認定基準に適合していることを証明するための試験分析費用に対する支援制度であり、要綱別表1に掲げる次の項目の試験分析を対象経費としています。

なお、同一の試験結果を複数の申請書に添付する場合は、一件分の経費として算定します。

別表1（抜粋）

品質、環境安全性への配慮及び配合率に関する基準

項 目	基 準
品質	
日本工業規格又は日本農林規格に規格の定めがある製品	日本工業規格（JIS）又は日本農林規格（JAS）に適合していること。
日本工業規格又は日本農林規格に規格の定めがない製品で、北海道が定める工事共通仕様書に規格の定めがある製品	北海道が定める工事共通仕様書に定める規格に適合していること。
上記以外の製品	公的機関の基準、関係業界が設定する基準等で知事が適当と認める基準等に適合又は準拠していること、若しくは認定製品の規格として知事が適当と認めるもの。
その他（共通事項）	(1)製品に適用される関係法令等を遵守していること。 (2)北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等調達方針で定める特定調達品目に該当する製品については、品質に係る判断基準に適合していること。 (3)循環資源を加工せずに利用するもの及び単に破碎処理をして粒度調整した程度のもものは、対象外とする。
環 境 安 全 性 へ の 配 慮	
環境中に溶出の可能性のあるものについては、原則として、原材料が次の基準を満たすこと。ただし、製品化の段階において物理化学的な処理を行い、溶出の十分な抑制が図られる場合はこの限りではない。	
有害物質	(1)使用場所の環境条件に応じた溶出試験結果が環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の土壤の汚染に係る環境基準に適合していること。 (2)土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準を満たしていること。
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の土壤の汚染に基づく環境基準に適合していること。

○ 補助対象経費の例

例) リサイクル製品（路盤材）が、北海道建設部土木工事共通仕様書に定める路盤用材料の品質規格に適合することを証明するために実施した土質試験経費

例) リサイクル製品（改良土）が、土壤環境基準に適合していることを証明するために実施した有害物質に係る溶出試験経費

V 補助事業実施上の注意

- ◆ 虚偽の申請により補助金を請求したときや、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件などに違反したときなどは、補助金の交付の決定を取り消し、返還を命ずることがあります。
- ◆ 補助事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間、保存しなければなりません

VI 提出書類一覧

[必要書類等]

必要書類	提出時期	提出部数
① 補助金等交付申請書（環生第1号様式） ② 事業実績書（環生第2号様式） ③ 補助金等交付申請額算出調書（環生第14号様式） ④ 経費の配分調書（環生第18号様式） ⑤ 事業清算書（環生第31号様式） ⑥ 登記事項証明書（登記簿謄本） ⑦ 納税証明書（道税） ※ 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）及び地方 人特別税について滞納がないことの証明書 ⑧ 試験分析関係書類 ・試験分析に係る発注書（写）又は 契約書（写） ・試験分析結果報告書（写） ・試験分析結果に係る検収書（写） ※ 検収書を発行していない場合は添付不要 ・試験分析費用に係る請求書（写） ・試験分析費用に係る領収書（写） ※ 口座振替、電子取引等による場合は、領収書（写）に代 え、支払いが確認できる書類 ⑨ 口座振替申出書 ⑩ 北海道認定リサイクル製品認定証の写し ※ 認定日が補助金申請年度内のものに限る。	北海道認定リサイクル 製品認定後 提出期限：3月20日	各1部

※ 必要書類のうち①～⑤及び⑨に関する様式は、次のwebページからダウンロードできます。

URL： <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/re/ninteiseido/shien.htm>



CHECK!!

- 北海道リサイクル製品認定申請した年度と異なる年度に実施された試験分析は、補助対象外となります。
- 補助金の交付申請書は、試験分析し、認定を受けた年度内の3月20日までに提出して下さい。